

夏季特別寄稿

2021年01月01日の「化粧品監督管理条例」施行以降、中国化粧品業界では、大きな変化が起きています。

化粧品のカテゴリ定義、申請手続きの明確化、罰則規定の明文化などをはじめ、その後も多くの細則法規が公布・施行されており、リアルタイムで各種法規に対応していくことは、世界的な大規模市場に参入する際には、非常に重要事項となっている。

新規化粧品申請時においては、効能効果試験報告書、安全性評価報告書、パッケージリアル写真などのアップロードが必須となり、以前より、時間的、コスト的にもハードルが高くなっている。その結果、化粧品販売会社、化粧品製造企業、原料メーカーに至るまで、かなりの負担増加となっているのが現状である。

化粧品の中国政府管轄機関である、国家薬品監督管理局(以下、NMPA)は、原料メーカーに安全性関連情報の充実を要求し、NMPAに原料コード申請し、商品中に使用する原料ごとに安全性関連情報をリンクさせることにより、化粧品

の安全性を保証する体制となった。

ところが、2023年03月27日公布の公告(2023年34号)により、NMPA 連絡情報のアップロードが必須となる。

1. 2024年01月01日 原料の品質規格、安全性関

2. 2021年05月01日

3. 2021年05月01日

NMPAの現状と今後

ピカソ美化学研究所 研究開発部主幹研究員 野崎 清忠

体はこの変更に伴う対応に追われている。

この公告によって、猶予期間日程が調整された具体的内容は、

1. 2024年01月01日

原料の品質規格、安全性関

以前に、注冊・備案完了している商品は、《化粧品安全技術規範》中に品質規格品は、防腐剤、サンスクリン剤、着色剤、染毛剤、シミ取り・美白剤の原料に

2023年12月31日の期

対応できるように、すべての法規に対応する体制を構築してきている。

2007年より、上海

階から、対応可能原料のデータベースを構築して、お

現地法人・工場を設立し、

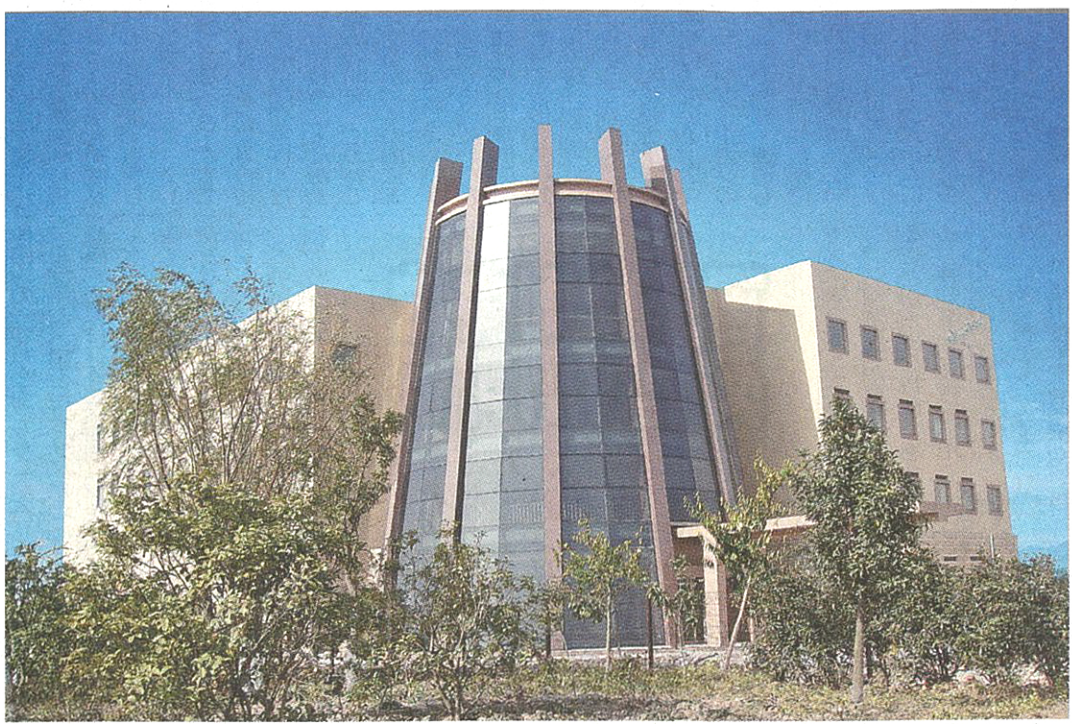
取引先様に対して、最適化

2024年01月01日

原料の品質規格、安全性関

対応できるように、すべての法規に対応する体制を構築してきている。

上海工場



研究室 室内



1. 原料の安全性関連情報 販売を希望される日本のお

また、上海法人では、2015年より、現地スタツ



野崎 清忠氏

(made in Japan) 中国国内市場で販売して

原文のまま

フ中心のR&D部門を立ち上げ、中国国内のトレンドに準拠したオリジナル処方開発、原料調達に関するノウハウを蓄積し、お取引先様に対し幅広い選択肢を提供している。



①完全日本製造